

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成24年5月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成24年5月30日（水曜日） 午後7時から	仲多度郡琴平町榎井817-9 琴平町総合センター2階大ホール

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成24年5月21日（月曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課、琴平町総務課、まんのう町建設土地改良課及び善通寺市建設農林部土木都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

中讃広域都市計画道路の変更案の概要

- 1 都市計画道路中2・2・601号大宮通を3・4・601号大宮通に、2・3・602号今橋大麻線
3・6・602号大麻線に、2・3・603号今橋祓川線を3・5・603号今橋榎井線に、1・（小）
・608号今橋郷見線を3・6・604号今橋郷見線に名称を改め、3・4・601号大宮通ほか3路線
を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹 線 街 路	3 ・ 4 ・ 601	大宮通	琴平町 大字榎 井字横 瀬	琴平町 大字川 西	琴平町 大字川 東	約310m	地 表 式	2 車 線	16 m	
幹 線 街 路	3 ・ 6 ・ 602	大麻線	琴平町 大字川 西	琴平町 大字川 西	琴平町 大字川 西	約640m	地 表 式	2 車 線	11 m	
幹	3	今橋榎井線	琴平町	琴平町	琴平町	約810m	地	2	14	J R土讃線

線 街 路	・ 5 ・ 603		大字川 西	大字榎 井字中 之町	大字川 東		表 式	車 線	m	と平面交差
幹 線 街 路	3 ・ 6 ・ 604	今橋郷見線	琴平町 大字川 西	琴平町 大字五 條字郷 見	琴平町 大字川 西	約810m	地 表 式	2 車 線	8 m	

2 都市計画道路中2・3・604号宮前通、1・(小)・605号簀岡長法寺線、1・(小)・606号簀岡涌井線及び1・(小)・607号神事場大井線を廃止する。

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課、琴平町総務課、まんのう町建設土地改良課及び善通寺市建設農林部土木都市計画課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。